

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	救難機E O－I Rセンサに対するA I 技術適用の短期実装化に係る検証支援 役務	開発L P S－A E 5 8 3 9 7	
		作 成	令和 8 年 9 月 2 4 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作 成 部 隊 等 名	航空開発実験集団

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空開発実験集団司令部が実施する救難機E O－I Rセンサに対するA I 技術適用の短期実装化に係る検証支援役務に必要な整備技術利用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C & L P S－Y 0 0 0 1 0によるほか、次による。

1.2.1 E0-IR センサ (FLIR;Talon) (以下, “E O－I Rセンサ” という。)

赤外線暗視装置

1.2.2 A I

要救助者自動検知システムで画像分析のために使用するA I (人工知能) 技術を活用したアルゴリズムをいう。

1.2.3 要救助者自動検知システム

救難機U H－6 0 Jにおいて使用するE O－I Rセンサから出力される画像から要救助者等の有無をA I で分析・識別するシステムをいう。

1.2.4 エンティティ・リスト

米国商務省産業安全保障局における輸出管理規則に規定される特定品目の輸出, 再輸出又は移転(国内)に関して特定の許可要件が課される特定の外国人(米国以外の企業, 研究機関, 政府等)の名前のリスト

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合には、分任

支出負担行為担当官（以下，“分支担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 1 0 整備技術利用共通仕様書

b) 法令等

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年 5 月 1 4 日法律第 4 2 号）

I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通達）（空幕装第 1 7 号令和 3 年 2 月 8 日）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

役務の内容は、航空自衛隊が保有する救難機 E O - I R センサから出力される画像について、A I 技術の活用により自動的に要救助者等の有無を分析・識別する要救助者自動検知システムの構築に必要な検討を実施する。

2.1.1 役務作業実施計画書の作成

契約の相手方は、契約締結後速やかに、**表 1** に示す役務作業実施計画書を作成し、航空開発実験集団司令部研究開発部長（以下，“研開部長”という。）の確認を得て提出する。

2.1.2 地上における接続確認に関する技術支援

地上において要救助者自動検知システムと U H - 6 0 J に搭載されているカメラとの接続確認を行う際の技術支援を実施する。

2.1.3 適合検証実施要領書の作成

契約の相手方は、官側が実施する U H - 6 0 J の洋上飛行における要救助者自動検知システム適合検証（以下，“適合検証”という。）に必要な**表 1** に示す適合検証実施要領書を作成し、研開部長の確認を得て提出する。

2.1.4 適合検証に関する技術支援

契約の相手方は、官側が実施する適合検証に係る技術支援を実施する。

2.1.5 適合検証を踏まえた A I 追加学習及び改善効果の確認

契約の相手方は、**2.1.4** の適合検証で取得された映像を含む海上の人物、浮遊物等の映像を教師データとして A I の追加学習を行うとともに、追加学習後の改善効果について検証を実施する。

2.1.6 要救助者自動検知システムの追加機能の検討

契約の相手方は、要救助者自動検知システムの表示機能等について、官側から示す追加機能の検討を実施する。

2.1.7 適合検証成果報告書の作成

契約の相手方は、2.1.2～2.1.6 を通じて得られた検証結果等をまとめた適合検証成果報告書を作成し、研開部長の確認を得て提出する。

2.2 役務実施場所、人員、工数及び期間

役務実施場所、人員、工数及び期間は、表 2 による。

なお、細部については、監督官との調整により実施する。

2.3 臨時技術員の資格

臨時技術員（以下，“技術員”という。）の資格は、2.1 に関する十分な知識、技術及び経験の豊富な者とする。

2.4 技術員の改善

技術員の改善は、C & L P S - Y 0 0 0 1 0 の 2.3 による。

3 監督・検査

監督及び検査は、分支担官が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 技術員届

契約の相手方は、臨時技術員届を作成し、役務の実施前までに分支担官へ提出し、確認を受ける。

4.2 提出書類

契約の相手方は、次の作成要領に従い、表 1 に示す提出書類を作成し、研開部長の確認を得て提出する。

a) 様式

様式は、日本産業規格 A 列 4 番縦、横書きとし、Microsoft, Word, PowerPoint, Excel を使用して作成する。ただし、図表等でこれにより難しい場合は、他の様式を使用することができる。

b) DVD-R の作成

提出書類（使用した絵、図、説明に必要な動画を含む。）で使用したソフトのファイル形式で作成するものとする。

c) 留意事項

- 1) 本契約のために使用した文献及び参考資料等は、出典を明記する。
- 2) 専門用語として英略語等を使用する場合は、略する前の用語を明記する。
- 3) 数値には単位を記載し同じ項目の単位は統一して記載する。（体積で ml, cc 及び cm³ の混在等の記載は行わない。）

4.3 会社準備品

2.1.2～2.1.6 の検討に用いる表 3 に示す物品等は、契約の相手方が準備するものとし

品 名	救難機 E O - I R センサに対する A I 技術適用の短期実装化に係る検証支援 役務
-----	---

性能・諸元等を同等と判断する基準は、次による。

- a) 海上の人物、浮遊物等を UH-60J の E O - I R センサから取得した映像により機体の改修を行うことなく、ほぼリアルタイムで目標物を正確に検出可能なものとする。
- b) 前項で取得した映像等による A I の追加学習により、システムの精度向上が可能なものとする。
- c) 電源 A C 100 V (50 / 60 H z) で動作可能であるものとする。
- d) 航空機に搭載し、海上の人物、浮遊物等を検出した実績があるものとする。
- e) UH-60J に影響を与えるような電波等を発しないものとする。
- f) 国内企業が主体となって開発した製品によるものとする。

4.4 貸付品

表 4 の貸付品は、C & L P S - Y 00007 の 4.2.2 に基づき、無償で貸付を受けることができる。

なお、貸付の手続きについては、研開部長の指示を受ける。

4.5 I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たり I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通達）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み、組込み、その他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

4.6 官側における支援

契約の相手方は、現地作業において支援を必要とする場合は、監督官と事前に調整のうえ、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 部隊等内の事務室の利用
- b) 現地における電力及び水の利用
- c) 隊内電話の利用（自衛隊専用線に限る。）
- d) 関連する技術資料及び T.O. 等の閲覧
- e) その他官側が必要と認めた事項

4.7 不開示情報の通知

表 1 に示す提出書類の内容は、部外からの要求に応じて開示することがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第 5 条による開示が不適当な場合は、当該箇所及びその理由を明示した資料を研開部長に 1 部提出（様式任意）する。

品 名	救難機 E O - I R センサに対する A I 技術適用の短期実装化に係る検証支援 役務
-----	---

4.8 仕様書の疑義

この仕様書について疑義が生じた場合には，監督官を通じて分支担官に申し出る。

品 名	救難機 E O - I R センサに対する A I 技術適用の短期実装化に係る検証支援 役務
-----	---

表 1－提出書類

番号	名 称	媒体	数量	提出時期	提出先
1	役務実施計画書	DVD-R	各 1 部	契約締結後速やかに	航空開発実験集団司令官 (研究開発部長気付)
2	適合検証実施要領書			適合検証実施までに	
3	適合検証成果報告書			納期まで	

表 2－役務実施場所， 人員， 工数及び期間

役務実施場所	人員（最大）	工数（最大）	期間
松島救難隊 (松島基地)	4 人／日	1 6 0 . 0 H	契約締結後 ～ 令和 9 年 2 月 2 6 日
注記： 原則として，土，日及び祝日の役務は実施しない。 なお，1 日の役務時間は，役務実施場所の日課時限を基準とする。ただし， 監督官が必要と認めた場合は，この限りではない。			

表 3－会社準備品

品 名	内 容
要救助者自動検知システム	(株) I H I ジェットサービス「iSEALS Portable」 ^{a)} 又は同等以上のもの（他社製品を含む）とし，付属品を含むものとする。
注記： 製品及び付属品は，エンティティ・リストに該当する企業によるソースコード，プログラム等を含まないものとする。 注^{a)}： 記載した製品名は，製品を選定するときの参考として例示するものであり，当該製品を指定するものではない。	

表 4－貸付品

品 名	貸付場所	貸付時期	返納時期
EO-IR 映像データ	航空開発実験集団司令部（府中基地）	契約の相手方の申請後速やかに	納期までに